

第109回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

場所

国民會館住友生命ビル12階

武藤記念ホール

大阪府中央区大手前2丁目1番2号

※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

目次

第109回定時株主総会
招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 5
第2号議案 取締役9名選任の件 6
第3号議案 監査役1名選任の件 12

添付書類

事業報告 13
連結計算書類 35
計算書類 37
監査報告書 39

議決権行使期限

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

※機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイワホールディングス株式会社

証券コード 3107

大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワホールディングス株式会社
代表取締役社長 野上 義博

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時** 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
- ② 場 所** 大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
※株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ③ 目的事項**
- 報告事項**
- 第108期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第108期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

④ 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

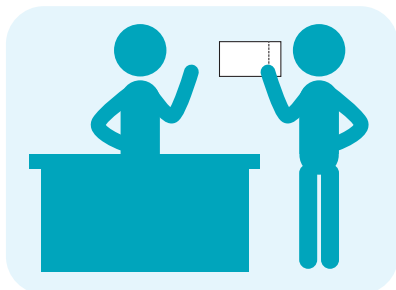
以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に
ご出席いただく場合



日 時

**2019年6月27日（木曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

株主総会にご出席願えない場合

書面で議決権を行使



行使期限

**2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、切
手を貼らずにご投函ください。

インターネット等で
議決権を行使



行使期限

**2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分受付分まで**

次頁に記載の「インターネットに
よる議決権行使のお手続きにつ
いて」をご確認のうえ、各議案に
対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

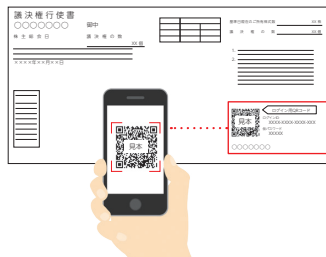
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

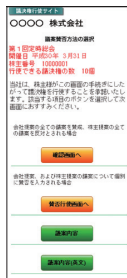
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



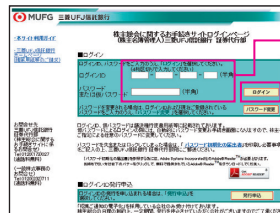
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

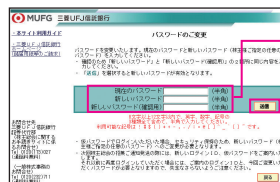
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績が過去最高の売上・利益となり、また、当社がダイワボウホールディングス株式会社に商号変更を行い、本年7月に10周年を迎えることを勘案のうえ、普通配当を30円増配し160円にすることに加え、記念配当40円を実施することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金200円（普通配当160円 商号変更10周年記念配当40円）
総額3,845,925,600円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	再任 さか ぐち まさ あき 阪 口 政 明	代表取締役会長 ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
2	再任 の がみ よし ひろ 野 上 義 博	代表取締役社長 社長執行役員 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
3	再任 さ わき ゆう じ 佐 脇 祐 二	取締役 専務執行役員 産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
4	再任 にし むら ゆき ひろ 西 村 幸 浩	取締役 専務執行役員 グループ本社担当 IT業務改革室、財務管理室、IR・広報室、 人事総務室、法務コンプライアンス室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役
5	再任 さい どう きよ かず 斉 藤 清 一	取締役 常務執行役員 繊維事業統括 大和紡績株式会社 取締役社長
6	再任 あり ち くに ひこ 有 地 邦 彦	取締役 常務執行役員 関連事業統括 経営企画室担当 経営企画室長 大和紡績株式会社 取締役
7	再任 まつ もと ひろ ゆき 松 本 裕 之	取締役 常務執行役員 ITインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役
8	再任 社外 独立役員 ど ひ けん いち 土 肥 謙 一	取締役
9	再任 社外 独立役員 なか むら かず ゆき 中 村 一 幸	取締役

候補者番号

1

さ か ぐ ち ま さ あ き

阪口 政明

再任

1947年10月3日生

所有する当社株式の数 15,500株
在任期間 19年
取締役会の出席状況 18回/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 当社へ入社
2000年 6月 当社取締役
2003年 6月 当社常務取締役
2007年 6月 当社取締役常務執行役員
2010年 6月 当社代表取締役社長、社長執行役員
2015年 6月 当社代表取締役会長に就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
株式会社オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2010年から代表取締役社長、2015年からは代表取締役会長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

の が み よ し ひ ろ

野上 義博

再任

1949年12月25日生

所有する当社株式の数 10,100株
在任期間 10年
取締役会の出席状況 18回/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 当社へ入社
2006年 1月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
2006年 6月 同社取締役
2008年 1月 同社常務取締役
2009年 4月 同社取締役社長に就任
現在に至る
当社常務執行役員
2009年 6月 当社取締役常務執行役員
2011年 6月 当社取締役専務執行役員
2015年 6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に繊維事業の業務に、また2006年からはITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2009年からダイワボウ情報システム株式会社の取締役社長として経営に携わっております。2015年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

さわき ゆうじ
佐脇 祐二

再任

1959年 3月11日生

所有する当社株式の数 3,920株
在任期間 7年
取締役会の出席状況 18回/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1981年 4月 株式会社オーエム製作所へ入社
2010年 6月 同社取締役
2011年 6月 当社執行役員
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
株式会社オーエム製作所常務取締役
2016年 6月 当社取締役専務執行役員
現在に至る
当社産業機械事業統括を委嘱
現在に至る
株式会社オーエム製作所取締役社長に就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

株式会社オーエム製作所 取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に産業機械事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2016年から株式会社オーエム製作所の取締役社長、当社の産業機械事業統括を務めており、その経験や知見を職務に活かせることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

にしむら ゆきひろ
西村 幸浩

再任

1961年 6月14日生

所有する当社株式の数 3,600株
在任期間 2年
取締役会の出席状況 18回/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
2006年 6月 同社取締役
2012年 4月 同社常務取締役
2012年 6月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社 IT インフラ流通事業副統括
2017年 6月 当社取締役常務執行役員
当社グループ本社担当を委嘱
現在に至る
当社人事総務室、法務コンプライアンス室担当を委嘱
現在に至る
ダイワボウ情報システム株式会社取締役
現在に至る
2018年 4月 当社財務管理室担当を委嘱
現在に至る
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
現在に至る
2019年 4月 当社 IT 業務改革室、IR・広報室担当を委嘱
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、主に IT インフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の人事総務室、法務コンプライアンス室担当、2018年からは財務管理室担当、2019年からは IT 業務改革室、IR・広報室担当を務めており、その経験や知見を職務に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

さいとう きよかず

斉藤 清一

再任

1958年 6月10日生

所有する当社株式の数 2,400株
在任期間 1年
取締役会の出席状況 14回/14回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 当社へ入社
2005年10月 当社衣料製品部長
2011年 6月 大和紡績株式会社取締役
2016年 6月 当社執行役員
2018年 6月 当社取締役常務執行役員
現在に至る
当社繊維事業統括を委嘱
現在に至る
大和紡績株式会社専務取締役
2019年 4月 大和紡績株式会社取締役社長に就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

大和紡績株式会社 取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2018年から当社の繊維事業統括、2019年からは大和紡績株式会社の取締役社長を務めており、その経験や知見を職務に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ありち くにひこ

有地 邦彦

再任

1965年 2月11日生

所有する当社株式の数 1,200株
在任期間 1年
取締役会の出席状況 14回/14回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 当社へ入社
2016年 6月 当社経営企画室長
2017年 6月 当社執行役員
当社関連事業統括を委嘱
現在に至る
当社経営企画室担当を委嘱
現在に至る
当社経営企画室長を委嘱
現在に至る
大和紡績株式会社取締役
現在に至る
2018年 6月 当社取締役常務執行役員
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

大和紡績株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、またグループにおける繊維事業会社の取締役として経営に携わり、2017年から当社の関連事業統括、経営企画室担当を務めており、その経験や知見を職務に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

まつもと ひろゆき

松本 裕之

再任

1966年 1月24日生

所有する当社株式の数 2,100株
在任期間 1年
取締役会の出席状況 14回/14回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
2012年 6月 同社取締役
2018年 4月 同社常務取締役
現在に至る
2018年 6月 当社取締役常務執行役員
現在に至る
当社ITインフラ流通事業統括を委嘱
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2018年からダイワボウ情報システム株式会社の常務取締役、当社ITインフラ流通事業統括を務めており、その経験や知見を職務に活かせることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

ど ひ けん い ち

土肥 謙一

再任

社外

独立役員

1950年 1月28日生

所有する当社株式の数 300株
在任期間 3年
取締役会の出席状況 18回/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 住友商事株式会社へ入社
2004年 4月 住商テキスタイル株式会社
(現株式会社スミテックス・インターナショナル)
代表取締役社長
2007年 8月 住商モンブラン株式会社代表取締役社長
2016年 6月 当社取締役(社外)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

9

な か む ら か ず ゆ き

中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年6月28日生

所有する当社株式の数 100株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 14回/14回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 三菱電機株式会社へ入社
2006年 4月 同社常務執行役
2009年 4月 同社代表執行役専務
2010年 4月 同社代表執行役副社長
2018年 6月 当社取締役(社外)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他の上場会社における経営者として
培われた豊富な経験および幅広い見
識を、当社の経営および財務運営に
反映していただくため、引き続き社
外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 阪口政明氏は、2019年6月26日付でダイワボウ情報システム株式会社監査役を退任し、取締役に就任、株式会社オーエム製作所監査役を退任し、取締役に就任予定であります。
 3. 取締役候補者 有地邦彦氏は、2019年6月26日付でダイワボウ情報システム株式会社監査役に就任、株式会社オーエム製作所監査役に就任予定であります。
 4. 土肥謙一、中村一幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社ミテックス・インターナショナルおよび住商モンブラン株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、ダイワボウノイ株式会社およびダイワボウプログレス株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 6. 当社は中村一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、三菱電機株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 7. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
 8. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 9. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、土肥謙一、中村一幸の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。土肥謙一、中村一幸の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小川仁司、植田益司の両氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	う え だ ま す じ	再任	社外	独立役員	所有する当社株式の数	0株
	植田 益司	1950年7月23日生			在任期間	4年
					取締役会の出席状況	18回/18回(100%)
					監査役会の出席状況	13回/13回(100%)

■ 略歴、当社における地位

- 1985年 8月 公認会計士登録
- 1999年 6月 瑞穂監査法人代表社員
- 2002年12月 植田公認会計士事務所
(現マイスター公認会計士共同事務所) 開設
- 2003年11月 税理士登録
- 2006年 2月 中央青山監査法人代表社員
- 2007年 8月 霞が関監査法人代表社員
- 2013年10月 太陽A S G有限責任監査法人
(現太陽有限責任監査法人)
パートナー
- 2015年 6月 当社監査役(社外)
現在に至る
- 2015年 8月 太陽有限責任監査法人顧問
- 2016年 9月 S C S 国際有限責任監査法人顧問
現在に至る
マイスター公認会計士共同事務所共同代表
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 植田益司氏は、社外監査役候補者であります。

また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 植田益司氏の当社の監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、植田益司氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。植田益司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

社外監査役候補者とした理由

公認会計士・税理士として培われた高度な専門性を活かし、公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

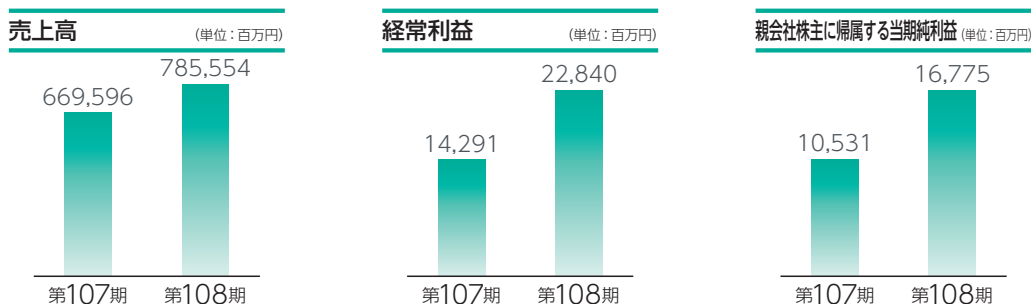
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、期の後半からは海外経済の減速により輸出・生産において一部に弱さがみられたものの、雇用・所得環境の改善や好調な企業収益を背景に個人消費と設備投資が堅調に推移するなど国内需要に牽引され、総じて景気は回復基調を辿りました。

当社グループを取り巻く環境は、IT投資が底堅く推移し、産業機械業界でも設備投資が増加する一方、繊維業界では市況が低迷傾向にありましたが、全体としては順調な状況で推移いたしました。

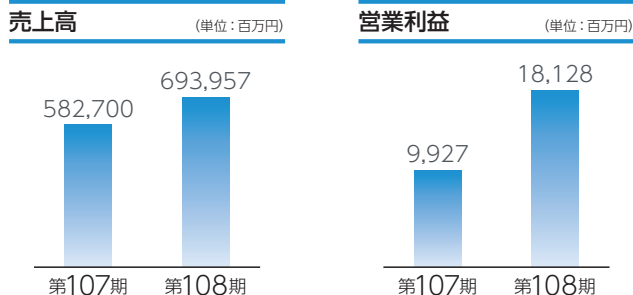
このような環境において、ITインフラ流通事業では、顧客第一主義・地域密着営業の販売基本方針のもと、パソコン・モバイルデバイスなど端末の販売に拘るとともに、政府が積極的に整備を進める文教分野において、従来から蓄積されたノウハウを活かし、効果的なICT（情報通信技術）化提案の推進に努めてまいりました。繊維事業では、機能素材を中心とした独自商材の商品化を促進し、開発提案型の営業を強化する一方で、海外生産拠点と香港販売拠点の連携を図り、国内外での販売拡大を目指してまいりました。産業機械事業では、主力の航空機分野を中心とした提案型営業に注力するとともに、米国・中国における現地販売体制の再構築による海外マーケティング機能の強化を図ってまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、売上高は7,855億5千4百万円（前期比1,159億5千8百万円増）、経常利益は228億4千万円（前期比85億4千9百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は167億7千5百万円（前期比62億4千4百万円増）となりました。



事業別の状況は次のとおりであります。

ITインフラ流通事業



法人向け市場では、堅調な企業業績を背景に国内企業のIT投資が底堅く推移するなか、全国各地に配置した営業拠点における地域密着営業を推し進め、なかでも企業向けでは製造業・情報通信業・サービス業を中心に販売が堅調に推移しました。また、主力商材となるパソコンの販売においては、Windows 7サポート終了を控えた更新需要に加えて、働き方改革や生産性向上・コスト削減へのニーズを踏まえた需要の増加を的確に捉え、販売台数は前期を上回る実績となりました。あわせて、パソコンやモバイルデバイスなど端末を中心とした商談を軸に、複合提案を強化したことで、周辺機器やソフトウェアの販売も拡大しました。また、官公庁向けや文教分野向けにおいても、マルチベンダーとしての強みを活かし、販売パートナーとの協業を推進することで、エンドユーザーのICT環境整備に適した提案を実施することにより、全国的に販売が拡大しました。

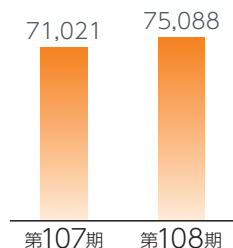
一方、個人向け市場では、消費マインドが持ち直し傾向にあるなか、各メーカーとの連携により、量販店やWeb販売事業者などの販売先に合わせた市場開拓を強化し、パソコンや液晶モニタの販売が好調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は、6,939億5千7百万円（前期比19.1%増）、営業利益は181億2千8百万円（前期比82.6%増）となりました。

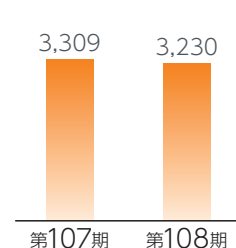
繊維事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)

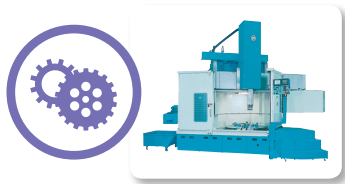


合織・レーヨン部門では、コスメ関連や除菌関連の不織布製品の販売は堅調に推移しましたが、原燃料価格の高騰の煽りを受け、利益面は圧迫されました。

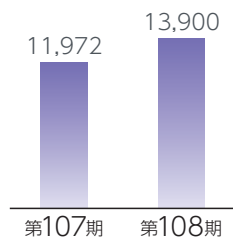
一方、産業資材部門では、帆布やテントなどの重布関連商品の受注が好調に推移し、衣料製品部門でも、カジュアル製品は機能性素材をベースに海外生産拠点を活用した企画提案により販売が増加し、ブランド製品は専門店への販路拡大が順調に進みました。

以上の結果、当事業の売上高は750億8千8百万円（前期比5.7%増）、営業利益は32億3千万円（前期比2.4%減）となりました。

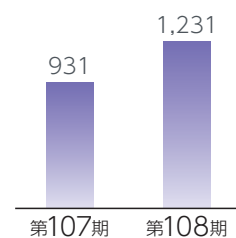
産業機械事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



工作機械部門では、主力の立旋盤について、国内外ともに航空機分野が活況を呈し、加えて国内では鉄道・金属素材分野、米国では宇宙関連分野が堅調に推移し、受注が増加しました。

また、自動機械部門では、医薬品・食品・製菓などの幅広い業界から、省人化・効率化による設備投資のニーズもあり受注が増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は139億円（前期比16.1%増）、営業利益は12億3千1百万円（前期比32.2%増）となりました。

※当連結会計年度より「工作・自動機械事業」としていた事業区分の名称を「産業機械事業」へ変更しております。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、繊維事業における複合繊維製造設備の増強を中心に、投資金額は43億6千1百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

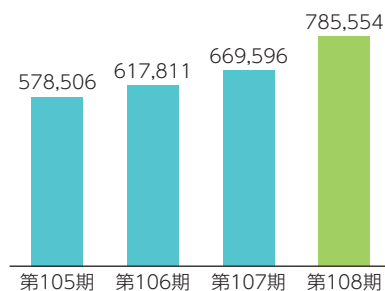
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は130億円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

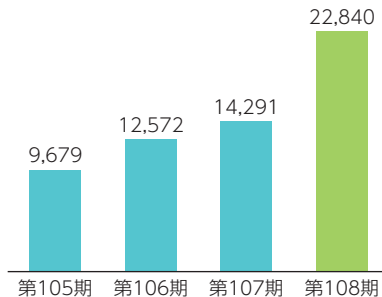
区 分	第105期 (2016年3月期)	第106期 (2017年3月期)	第107期 (2018年3月期)	第108期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	578,506	617,811	669,596	785,554
経 常 利 益 (百万円)	9,679	12,572	14,291	22,840
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,266	7,469	10,531	16,775
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	277円67銭	391円53銭	548円72銭	872円35銭
総 資 産 (百万円)	245,747	259,531	286,029	335,888
純 資 産 (百万円)	57,031	63,903	73,148	87,191
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,968円07銭	3,308円75銭	3,764円33銭	4,492円56銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第108期の期首から適用しており、第107期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。また、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75498口)が所有する当社株式を含めております。なお、2017年10月をもって従業員持株ESOP信託は終了しております。
3. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第105期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

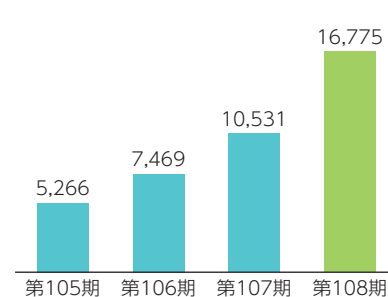
売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、雇用・所得環境の着実な改善が続くなか、金融緩和策の継続や各種政策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くものと期待されますが、米国の通商問題や中国経済、新興国・資源国経済の動向などが海外経済や国際金融市場へ与える影響として懸念され、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループは昨年4月からスタートさせた中期経営計画「イノベーション21」第三次計画の第2年度となる今年度は事業方針として、「積極的な事業展開による収益力の向上」「未来志向の新ビジネス創造への挑戦」「成長を支える経営基盤の強化」を掲げ、全てのステークホルダーを念頭においた幅広い社会貢献型経営を目指し、連結企業価値の向上に努めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、2020年1月のWindows7サポート終了に伴う更新需要が見込まれ、パソコン市場の活性化が予想されているなかで、全国各営業拠点を活用した地域密着営業や販売パートナーとの協業体制などの強みを活かし、国内トップクラスのディストリビューターとしての地位を一層盤石なものとし、パソコンをはじめとする端末販売などの既存事業の強化・拡大を図ってまいります。また、成長市場であるクラウドを中心とした定額制（サブスクリプション）ビジネスの強化や、高度な技術や提案力が必要とされる高度化商材、モバイルビジネスの拡充などの新たなIT需要の創出に取組み、強固な収益基盤を構築してまいります。さらに、グループの総合力を結集させ、サービスレベルの向上やローコストオペレーションなどの業務改革を徹底的に推進し、最適なソリューションを提供することで事業拡大に繋げてまいります。

繊維事業においては、合織・レーヨン部門では、衛生材料用途やコスメ関連について機能素材の提案強化や高付加価値商品の販売拡大を図るとともに、生分解性機能を活かした差別化レーヨンの国内外市場での新規開拓に取組み、収益の改善に努めてまいります。また、産業資材部門では、フィルター関連、土木・建築資材などで新規顧客対応を図ると同時に、東京オリンピック関連の需要を取り込む一方、海外市場では戦略素材の販売拡大を推し進めてまいります。さらに、衣料製品部門では、機能素材を中心とした独自開発商品の開発提案型営業をベースに差別化商材の販売強化や海外生産拠点の活用により、ファイバー戦略を基軸とした新たなビジネスモデルを構築し、収益の拡大を図ってまいります。

産業機械事業においては、国内外とも活況な航空機業界を中心に差別化戦略を展開してまいります。国内では主要顧客に対する技術提案の強化とサービスの拡充により満足度を高め、海外では米国は現地ディーラーとの協力体制のもと展示会への出展などにより業容拡大に努め、中国は高付加価値技術によるソリューション型ビジネスに注力してまいります。また、生産基盤の強化として品質向上やコスト削減を徹底し、最適な生産体制を構築することで安定した利益体質を確立いたします。さらに、市場ニーズを的確に反映させた商品開発やAI・IoTを活用した商品開発について、グループ連携や産学共同研究などの戦略的アライアンスを展開することで、新たな事業の創造に取り組んでまいります。

また、当社はコーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、尚一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	100	100.0	株式または持分の保有による事業活動の支配、管理
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ダイワボウノイ株式会社	100	100.0	繊維製品の製造、販売
ダイワボウプログレス株式会社	100	100.0	産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
ダイワボウポリテック株式会社	310	100.0	合繊綿・不織布の製造、販売
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化合織布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
大和紡観光株式会社	50	100.0	ホテル業
ダイワボウエステート株式会社	30	100.0	不動産の賃貸借、管理
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大和紡績香港有限公司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の製造、販売
大和紡工業(蘇州)有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーマント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡観光株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡績香港有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. 大和紡工業（蘇州）有限公司の議決権比率は、当社保有割合およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
5. ダイワボウ・ガーマント・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウノイ株式会社の所有に係る間接保有であります。
6. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウポリテック株式会社の所有に係る間接保有であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	110,292百万円

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
IT インフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
織 維 事 業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、ゴム製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
産 業 機 械 事 業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
そ の 他 事 業	ホテル業、不動産業、保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市
東 京 事 務 所	東京都中央区

② 子会社

名 称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京支社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国93拠点	
大和紡績株式会社	本社	大阪市	
株式会社オーエム製作所	本社	大阪市	
	東京支店	東京都台東区	
	長岡工場	新潟県長岡市	工作機械
ダイワボウノイ株式会社	本社	大阪市	
	東京オフィス	東京都中央区	
ダイワボウプログレス株式会社	本社	大阪市	
	出雲工場	島根県出雲市	産業用資材
	和歌山工場	和歌山県日高郡	産業用資材
	明石工場	兵庫県明石市	工業用スポンジ
	益田工場	島根県益田市	自転車用タイヤ
ダイワボウポリテック株式会社	本社	大阪市	
	播磨工場	兵庫県加古郡	合繊綿
	美川工場	石川県白山市	不織布
カンボウプラス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
	福井工場	福井県鯖江市	樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	本社	大阪市	
	益田工場	島根県益田市	レーヨン綿
ダイワボウアドバンス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	

名 称	事業所名	所在地	主要製品
株式会社オーム機械	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
	穴道工場	島根県松江市	自動機械
大和紡績香港有限公司	本社	中国	
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中国	衣料品
大和紡工業（蘇州）有限公司	本社・工場	中国	衣料品
ダイワボウ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,794名	144名増

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	7,948
農林中央金庫	3,050
株式会社山陰合同銀行	2,540
株式会社みずほ銀行	1,797
株式会社紀陽銀行	1,650

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,271,292株
- (3) 株主数 9,867名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,458	12.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,230	6.40
ダイワボウ従業員持株会	660	3.43
株式会社三菱UFJ銀行	616	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	443	2.30
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	432	2.25
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	404	2.10
第一生命保険株式会社	400	2.08
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	370	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	352	1.83

(注) 持株比率は、自己株式 (41,664株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	阪 口 政 明	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
代表取締役社長 社長執行役員	野 上 義 博	ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
代表取締役 副社長執行役員	北 孝 一	知的財産室、監査室、秘書室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長
取締 役員 専務執行役員	佐 脇 祐 二	産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
取締 役員 専務執行役員	西 村 幸 浩	グループ本社担当 財務管理室、IR推進室、人事総務室、 法務コンプライアンス室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役
取締 役員 常務執行役員	斉 藤 清 一	繊維事業統括 大和紡績株式会社 専務取締役
取締 役員 常務執行役員	有 地 邦 彦	関連事業統括 経営企画室担当兼経営企画室長 大和紡績株式会社 取締役
取締 役員 常務執行役員	松 本 裕 之	ITインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役
取締 役員	土 肥 謙 一	
取締 役員	中 村 一 幸	
常勤監査役	平 岡 好 信	大和紡績株式会社 監査役
監査 役員	小 川 仁 司	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
監査 役員	藤 木 久	弁護士 佐川急便株式会社 監査役
監査 役員	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 北 孝一氏は2019年4月1日付で大和紡績株式会社取締役社長を退任しております。
 2. 取締役 西村幸浩氏は、2019年4月1日付で担当をグループ本社担当、IT業務改革室、財務管理室、IR・広報室、人事総務室、法務コンプライアンス室担当に変更しております。
 3. 取締役 斉藤清一氏は2019年4月1日付で大和紡績株式会社取締役社長に就任しております。
 4. 取締役 土肥謙一、中村一幸の両氏は、社外取締役であります。
 5. 監査役 藤木 久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
 6. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
8. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
(取 ち 社 締 取 締 役 役) (うち社外取締役)	13 (3)	123 (16)
(監 ち 社 査 外 監 査 役 役) (うち社外監査役)	4 (2)	32 (12)
合 計	17	156

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役 藤木 久氏は、佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況	出席状況
社外取締役	土 肥 謙 一	他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 18回/18回 (100%)
	中 村 一 幸	他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 14回/14回 (100%)
社外監査役	藤 木 久	主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 18回/18回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)
	植 田 益 司	主に公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 18回/18回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および当社社会が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
- ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
- ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度の採用により、取締役会の機能を戦略の立案、業務執行の監督に特化し、執行役員にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会や定期的開催する執行役員会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② 当社グループの事業ドメイン別の事業運営に関して責任を負う取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、持株会社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
- ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、事業会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載やカードにして携行させるなど、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を6カ月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・ 監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営3カ年計画

当社は2018年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」第三次計画をスタートさせました。本中期経営計画では新たな基本コンセプトとして、「ITインフラを軸に、生活関連・産業分野での幅広い社会貢献型の経営を目指す」を掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益基盤の強化に努めております。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) **前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由**

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	280,347	流 動 負 債	217,720
現金及び預金	24,246	支払手形及び買掛金	179,200
受取手形及び売掛金	209,049	短期借入金	15,945
商品及び製品	31,719	未払法人税等	5,080
仕掛品	3,581	賞与引当金	3,024
原材料及び貯蔵品	1,847	役員賞与引当金	68
その他	10,187	製品保証引当金	182
貸倒引当金	△285	事業整理損失引当金	919
		その他	13,299
固 定 資 産	55,541	固 定 負 債	30,976
有形固定資産	42,167	長期借入金	18,439
建物及び構築物	9,260	繰延税金負債	745
機械装置及び運搬具	10,023	退職給付に係る負債	8,163
土地	20,909	預り保証金	2,508
その他	1,974	その他	1,118
無形固定資産	2,422	負 債 合 計	248,696
のれん	767	純 資 産 の 部	
その他	1,654	株 主 資 本	87,290
投資その他の資産	10,951	資 本 金	21,696
投資有価証券	6,356	資 本 剰 余 金	7,863
退職給付に係る資産	325	利 益 剰 余 金	57,844
破産更生債権等	131	自 己 株 式	△114
繰延税金資産	1,577	その他の包括利益累計額	△900
その他	2,731	その他有価証券評価差額金	1,515
貸倒引当金	△169	繰延ヘッジ損益	△12
資 産 合 計	335,888	為替換算調整勘定	△1,999
		退職給付に係る調整累計額	△402
		非 支 配 株 主 持 分	801
		純 資 産 合 計	87,191
		負 債 、 純 資 産 合 計	335,888

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

		百万円	
売上	785,554		
	717,742		
売上	67,811		
販売費	45,101		
営業	22,709		
営業		17	
受取		155	
受取		393	
販売		81	
持分		303	
その他			951
営業			
支払		277	
その他		544	
経			821
特			22,840
固		1,566	
定		5	
資			1,571
産			
除		70	
売却		53	
損		118	
失		42	
その他		11	
税金			297
等			24,114
調整			
前			
当期			
純			
利益			
法人		7,312	
税			
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
額			
調整			
額			
△13			
7,299			
16,815			
40			
16,775			

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	16,101	流 動 負 債	42,165
現金及び預金	12,415	短期借入金	37,896
前払費用	12	未払金	558
未収入金	3,480	未払費用	33
その他	192	未払法人税等	3,489
		未払消費税等	70
		前受金	65
		預り金	35
		賞与引当金	16
固 定 資 産	94,191	固 定 負 債	14,882
有形固定資産	117	長期借入金	11,525
建物	10	繰延税金負債	2,596
車両運搬具	1	退職給付引当金	690
工具器具及び備品	106	その他	70
無形固定資産	25	負 債 合 計	57,048
電話加入権その他	25	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	94,048	株 主 資 本	53,020
投資有価証券	1,666	資 本 金	21,696
関係会社株式	78,512	資 本 剰 余 金	8,591
出 資 金	3	資本準備金	8,591
関係会社出資金	427	その他資本剰余金	0
長期貸付金	13,862	利 益 剰 余 金	22,847
その他	73	利益準備金	274
貸倒引当金	△497	その他利益剰余金	22,572
		繰越利益剰余金	22,572
		自 己 株 式	△114
資 産 合 計	110,292	評 価 ・ 換 算 差 額 等	223
		その他有価証券評価差額金	223
		純 資 産 合 計	53,244
		負 債 、 純 資 産 合 計	110,292

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

		百万円		
営	業	収	益	7,566
営	業	費	用	1,382
営	業	利	益	6,183
営	業	外	収	
	受取利息及び配当金			395
	その他の			11
営	業	外	費	
	支払利息			273
	その他の			47
経	常	利	益	6,269
特	別	損	失	
	関係会社貸倒引当金繰入額			91
税	引	前	当	
	期	純	利	6,177
	益			
	法人税、住民税及び事業税			478
	法人税等調整額			27
当	期	純	利	5,672
	益			

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 平岡 好信 ㊞

監査役 小川 仁司 ㊞

社外監査役 藤木 久 ㊞

社外監査役 植田 益司 ㊞

以上

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図



会場

国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール

大阪市中央区大手前2丁目1番2号

最寄駅

地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分

京阪電車「天満橋駅」徒歩6分

※株主総会当日にお配りしてありましたお土産は、取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

